

## 研究倫理教育について

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、研究活動及びそれに関連する業務に従事する全ての研究者等を対象に、定期的に研究倫理教育を実施します。研究倫理教育は、日本学術振興会のe-learning「研究倫理eラーニングコース」[eL CoRE]の受講とテキストの通読を必須とします。

### ・研究倫理e-ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics）[eL CoRE]

担当者からe-ラーニングについてのメールを送りますので、手順に従い受講してください。また、受講後は、速やかに修了証書と誓約書の提出をお願いします。

### ・テキスト版 「科学の健全な発展のために ー誠実な科学者の心得ー」

\*上記終了後、内容についての確認を求めます。理解度に応じた対応を行う場合があります。

### ○その他の研究倫理教育コンテンツ

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）

（管理者向け）

動画：研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて

印刷用：研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて

（研究者向け）

動画：研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて

印刷用：研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて

### ○関連資料：ガイドライン等

文部科学省

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日）

日本学術会議

「科学研究における健全性の向上について（回答）」（平成27年3月6日）

また、本学の各種規程をHPに公開しています。今一度お目通しください。

[https://ko-ken-k3.ac.jp/public\\_information/](https://ko-ken-k3.ac.jp/public_information/)